

加算の種類	内容	事業所
① 処遇改善加算 I 令和8年1月時点	正職員とパート職員に毎月特別手当として支給 また7月と12月の賞与時に一時金として支給	グループホーム小春日和 グループホーム小春日和第二 デイサービス小春日和
A) キャリアパス要件 I B) キャリアパス要件 II C) キャリアパス要件 III	介護職員の任用における職位職責、職務内容等の要件を定めている。 上記に掲げる職位職責、職務内容に応じた賃金体系を定めている。 介護福祉士の資格取得のための受講前後は、休みがとれるよう勤務状況に配慮する。また受講日は有給休暇とすることができる。 経験・資格・人事評価による基準により昇給等を行う仕組みがある A) ~C) を就業規則で整備し、全介護職員に周知している。	